

## 奥多摩町狩猟免許等取得補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町において有害鳥獣捕獲に関する業務に従事する者（以下「捕獲隊員」という。）を確保するため、新たに第1種狩猟免許及び銃砲等所持許可（以下「狩猟免許等」という。）を取得する際に係る費用の一部を補助することにより、新たな捕獲隊員の経済的負担を軽減することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この補助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、新たに狩猟免許等を取得し、現在において次の各号に掲げる要件を有している者とする。

- (1) 東京都猟友会奥多摩支部に加入し、新たに捕獲隊員になった者。
- (2) 捕獲隊員となり、年間10回以上有害鳥獣捕獲作業に参加できる者。
- (3) 補助を受けた日から5年間は、捕獲隊員として活動することができる者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に町長が認めた者。

### (補助対象及び額)

第3条 この補助の交付の対象となるものは、狩猟免許等を取得するための講習費、教習射撃費及び申請関係諸費等の費用に相当する額とする。ただし、一人当たり上限額を12万円とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、奥多摩町狩猟免許等取得補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）と同様式記載の書類を添えて、町長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を決定したときは、奥多摩町狩猟免許等取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

### (交付決定の取消し及び返還命令)

第6条 町長は、交付決定者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

奥多摩町長 殿

住所

申請者 氏名 印

電話 ( )

奥多摩町狩猟免許等取得補助金交付申請書兼請求書

狩猟免許等の取得費用に要する補助金の交付を受けたく、下記のとおり申請し、請求します。

記

補助金交付申請額（請求額） 金 円

※添付書類

- (1) 狩猟免状の写し
- (2) 補助対象経費の額がわかる領収書の写し

支払先

金融機関名	銀行 農協 信用金庫 信用組合			本店 支店
口座種別	当座・普通	口座番号		
名義人	フリガナ			
	氏名			

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

奥多摩町長

奥多摩町狩猟免許等取得補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金を、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補 助 金 額 金 円

1. この補助金は、指定された事業以外に使用してはならない。
2. 補助条件に違反した場合は、補助金の交付決定額の全部又は一部を取消し、既に交付している補助金の返還を命ずる。